

令和7年第9回大分市教育委員会会議録

1 日時 令和7年9月26日(金) 午後13時00分から午後14時40分まで

2 場所 大分市役所第2庁舎6階 教育委員室

3 出席者 教育長 栗井 明彦
一番委員 林 新太郎
二番委員 岡田 史絵
三番委員 廣津留 すみれ
四番委員 上杉 美穂子
五番委員 古賀 精治

*三番委員、五番委員は、インターネットを利用した方法による出席

4 出席事務局職員

教育部長	永野 謙吾
教育部教育監	野田 秀一
教育部次長兼社会教育課長	清水 篤
教育総務課長	中山 英人
学校教育課長	安部 桂司
児童生徒支援課長	平田 敬二
学校施設課長	武藤 英二
体育保健課長	三島 浩昭
人権教育推進課長	高橋 秀徳
文化財課長	安東 孝浩
大分市教育センター所長	赤峰 竜二
美術振興課長	野田 智佳
教育総務課参事	佐藤 靖寿
教育総務参事補	板井 晋一

5 書記

教育総務課参事補	石川 仁美	教育総務課主査	和田 宏
教育総務課主査	松下 祐介	教育総務課主任	金田 紗耶子

6 傍聴人 1名

7 議題

(1) 議案

(教議第51号) 県費負担教職員の人事管理上の矯正措置について

(教議第52号) 大分市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正について

(教議第53号) 教育財産の用途廃止について

(教議第54号) 大分市ふれあい交流宿舎のつはる西部の楽校条例施行規則の一部改正について

(教議第55号) 大分市民図書館条例施行規則の一部改正について

(教議第56号) 大分市立幼稚園規則の一部改正について

(2) 報告事項

(1) 大分市立学校における働き方改革に関するアンケートの調査結果について

(2) 第5回大分市いじめ防止こどもサミットについて

(3) PEN食器の導入について

(4) 科学イベントについて

(5) 令和7年請願第3号小学校給食費の無償化を求める請願

(6) 令和7年請願第8号学校給食費の無償化を求める意見提出方について

(7) 令和7年請願第6号学校体育施設使用料の減免制度継続に関する請願

(8) 令和7年請願第11号学校体育施設における使用料の減免措置の継続に関する請願

(9) 令和7年第3回市議会定例会における一般議案等について

(10) 令和6年度決算について

(11) 令和7年第3回市議会定例会における質問・答弁事項について

8 会議の概要

教育長

ただいまより、令和7年第9回大分市教育委員会を開会いたします。

(午後1時00分 開会)

教育長

本日は、傍聴者の方がいらっしゃるようですが、遵守事項に従って、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

本日は、古賀委員、廣津留委員がこの場に参集することができないため、大分市教育委員会会議規則第2条の2第1項の規定により、インターネットを利用した方法による会議の参加を認めています。

本日の署名委員を一番委員、二番委員にお願いします。

それでは、ただいまより議案審議に入りますが、教議第51号「県費負担教職員の人事管理上の矯正措置について」につきましても、人事に関する案件であることから、審議を秘密会とすることを発議いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

全委員

(挙手)

教育長

全委員賛成と認め、教議第51号は秘密会とします。残りの議案審議及び報告ののち、秘密会の議案審議を行うことといたしますが、よろしいでしょうか。

全委員

(了承)

教育長

それでは、教議第52号「大分市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

児童生徒支援課長

教議第52号「大分市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

本案は、住居表示の実施に伴い、小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域の改正を行おうとするものでございます。

改正の具体的な内容は、住居表示の実施により、大分市大字光吉、大字田尻の一部区域の名称が「光吉新町一丁目、光吉新町二丁目、光吉新町三丁目、光吉新町四丁目、光吉台一丁目、光吉台二丁目、光吉台三丁目」に、大字千歳の一部区域の名称が「明野高城一丁目、二丁目」に、大字東明野、大字小池原の一部区域の名称が「高城台一丁目、高城台二丁目、高城台三丁目、高城台四丁目」に変更されますことから、通学区域に当該住所を追加するものでございます。

施行期日につきましては、住居表示の告示日である令和7年11月8日としております。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第52号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、教議第53号「教育財産の用途廃止について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

学校施設課長

教議第53号「教育財産の用途廃止について」ご説明申し上げます。

本件は、先に議決頂きました大分市立幼稚園条例の一部改正に伴い、大分市立明治幼稚園の位置変更が行われますので、現在使用している園舎等

につきまして用途廃止のご決定をいただこうとするものでございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

一番委員

移転ということでしょうか。

学校施設課長

左様でございます。明治小学校の施設整備に伴いまして、現在、明治小学校内にあるプレハブ校舎がございますが、そちらのほうに一時的に移転するというところでございます。

教育長

それでは採決いたします。教議第53号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、教議第54号「大分市ふれあい交流宿舎のつはる西部の楽校条例施行規則の改正について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼

教議第54号「大分市ふれあい交流宿舎のつはる西部の楽校条例施行規則の改正について」ご説明申し上げます。

社会教育課長

本件は、大分市市民行政センター条例等の一部を改正する条例（令和7年大分市条例第38号）の施行に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

関係条例の改正につきましては、令和7年第2回市議会定例会に議案として提出し、議決されており、今回は、条例と同様に関係規則の様式について所要の改正をしようとするものでございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

一番委員

対象となる児童生徒が変わるということでしょうか。

次長兼

今回、こども料金を設定しました関係で様式の改正等をいたしております。

社会教育課長

一番委員

料金の変更に伴う改正ですね。

教育長

それでは採決いたします。教議第54号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員	(異議なしとの声)
教育長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。
教育長	それでは次に、教議第55号「大分市民図書館条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。
	事務局、説明をお願いします。
次長兼 社会教育課長	教議第55号「大分市民図書館条例施行規則の一部改正について」ご説明申し上げます。
	本件は、おおいとし電子図書館が10月1日に開館することから、大分市民図書館条例施行規則を一部改正いたしたく、ご決定をいただこうとするものでございます。
	具体的には、電子図書館の利用対象者や利用方法を明確にするための規定を新たに設けるものでございます。
	電子図書館の開館により、より多くの市民の皆様へ、時間や場所を問わず読書を楽しんでいただける環境が整うものと考えております。
	以上でございます。
教育長	ご質問などございませんか。
一番委員	電子図書館に伴う利便性の向上をもう少し説明いただきますと、私たちも市民の方に説明しやすいのですが。
次長兼 社会教育課長	先月の教育委員会で電子図書館について説明させていただきましたが、まず1点目は来館不要の非来館型図書館サービスが可能になるということで、スマートフォンやパソコン等から24時間365日どこからでも読書が楽しめるということと、天候や移動手段、時間に左右されず、自分のペースで利用できるというところでございます。
	また、障がいのある方や高齢者の方、子育て中の方、仕事や学校で忙しい方など、図書館に足を運ぶのが難しい方にとって使いやすいサービスとなっております。あとは誰もが読書を楽しめるバリアフリー対応ということで、音声の読み上げ、文字サイズの拡大、文字色の反転などの機能により多くの方に読みやすい読書環境を提供します。それからもう1つは、こどもの読書活動の推進ということで、一人1台端末を利用して、学校と連携を図りながら、読書活動を推進していくというところでございます。

一番委員 ありがとうございます。市民への告知活動をしっかりお願い申し上げたいと思います。

四番委員 電子図書館が開館されるということで、とても楽しみにしています。これからどうなっていくのか迫って調査をして、人が増えたとか、来館がどれくらい減ったとか、そういったこともまた教えてください。

教育長 それでは採決いたします。教議第55号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、教議第56号「大分市立幼稚園規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

教育総務課長 教議第56号「大分市立幼稚園規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

本案は、大分市立明治幼稚園の定員の変更に伴い、大分市立幼稚園規則の一部を改正しようとするものでございます。

具体的には、明治小学校の施設整備に伴い、令和8年度に幼稚園舎が解体されることから、工事期間中は小学校の空き教室に移転し教育活動を行います。

現在の明治幼稚園の定員は150人ですが、空き教室に移転した場合は、現行定員を受け入れるだけの園舎面積が確保できないことから、明治幼稚園の定員を利用実態に即した定員30人に変更するものでございます。

本案につきましては、本委員会でご決定いただいた後、令和8年4月1日から施行いたしたいと考えております。

以上でございます。

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第56号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

教育長

学校教育課長

(異議なしとの声)

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、報告事項の説明をお願いします。

報告事項1点目「大分私立学校における働き方改革に関するアンケートの調査結果について」ご報告させていただきます。

調査結果についてですが、すべての内容についてご説明すると多くの時間を要しますので、ここでは、前回調査との比較や、今回新たに調査した内容を中心に、ご説明いたします。

調査目的につきましては、教職員の業務内容ごとの勤務実態を把握することにより、これまでの働き方改革の成果と課題を明らかにするとともに、新たに「第三次計画」を策定し、今後の教育環境の改善を図ることとしております。

次に、調査対象、調査方法、調査期間についてですが、校長、教頭をはじめ、教諭、学校事務職員、学校栄養職員等、幅広い職種を対象とし、Web回答方式により、令和7年7月14日から8月6日までの期間で実施をいたしました。

設問1につきましては、同計画に掲げる14項目の具体的な取組について、超過勤務縮減や業務負担軽減等につながっているかを問う内容となっております。

②学校運営協議会等による学校運営の支援につきましては、肯定的回答が全体で、33.2%と低水準にとどまっております。このことは、学校運営協議会の効果が現場の負担軽減に直結していないことを示しており、運営の工夫や役割分担が課題であると考えております。

⑦勤務時間外の電話対応の見直しにつきましては、肯定的回答が全体で、66.4%となっており、電話対応の見直しが効果を上げていることが示されております。特に、勤務時間外に対応した経験のある40代以上の教職員の肯定的回答は73.0%と高く、見直しの効果を評価していることがわかります。

下段の⑧スクールサポートスタッフの活用につきましても、肯定的回答が全体で、85.8%と高く、学校現場を支える施策として非常に高く評

価されております。

⑬学校・保護者間における連絡手段の電子化につきましては、73.2%が効果を実感しており、全体的に高い評価が示されました。

一方、下段の⑭学校施設の使用許可に係る事務の見直しにつきましては、肯定的回答が全体で、28.4%と低くなっており、今後の改善が求められる分野であると考えております。

以上、①から⑭までの14項目につきましては、「⑩の校務システムの電子化」以外は、前回調査の肯定的回答を下回る結果となっており、この背景には、近年の教員不足による学校現場での欠員状況から、教職員の多忙感が影響していることも要因として考えられます。

働き方改革に係る意識につきましては、この5年間で、教職員の働き方改革に関する意識や行動にどのような変化があったかを把握するため、実施いたしました。

まず、設問1につきましては、肯定的回答が全体で45.5%、設問2は全体で27.8%にとどまりました。さらに次のページの設問3は全体で19.6%という結果となっております。以上の3問につきましては、令和2年度に実施した前回調査とほぼ同様の結果となっております。

考察といたしましては、制度改革は着実に進展している一方で、現場教職員の体感との間にはずれがあると考えております。削減された時間が教育の本質的活動に十分充てられていない現状を踏まえ、授業準備や児童生徒とのかかわりに資する時間の確保に直結する工夫をしていく必要があります。また、長時間勤務を是とする価値観の見直しを含め、教職員が教育の本質に集中できる環境整備を今後一層推進してまいります。

文部科学省が示している「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3分類に関して調査いたしました。効果が表れているものもございますが、そうでないものもあり、体制整備や地域との連携強化等が今後の課題であると考えております。

学校運営の中核を担う副校長・教頭の業務負担を軽減することを大きな課題となっております。(3)副校長・教頭対象のアンケートにつきまし

では、①時間的または精神的負担が大きいと感じている業務に関するアンケートの結果でございます。これらの業務は、教頭職において日常的かつ継続的に発生するものであり、特に「大量の事務処理」が大きな負担となっていることが明らかとなりました。

(4) 時間的または精神的負担が大きい業務に関するアンケート【全教職員対象】をご覧ください。① 調査した業務につきましては、朝の業務をはじめ、授業準備や学習指導、学習評価や成績処理など18項目でございます。

②職種別の傾向につきましては、校長は第1位に「保護者対応」が挙げられており、学校全体の責任者としての対外的業務に強い負担感が見られました。教諭は第1位「学習評価や成績処理」、第3位「授業準備」が挙げられており、教育活動の根幹に関わる業務に対する負担が大きく、特に評価業務が精神的・時間的に重いと感じています。

(5) 持ち帰り仕事についてですが、平日においては、一人当たりの平均持ち帰り時間は一日平均44.9分、休日につきましては、一日平均56.0分となっており、主な持ち帰り内容は、授業準備や通知表、教材研究、指導案などの持ち帰り仕事が多い実態が明らかとなっております。

最後に(9)自由記述については、現場の貴重な声が多数寄せられていますので、参考までにその一部を抜粋し、資料として添付しております。

以上、これらの調査結果を踏まえ、働き方改革の真の目的である「こどもたちのための教育の質の向上」を実現するため、引き続き、現場の声に耳を傾けながら、第三次計画の策定を進めてまいります。

説明は、以上でございます。

ご質問などございませんか。

持ち帰り仕事についてですが、出退勤システムがありますが、持ち帰り仕事の入力の手入力のため、その手間がかかっています。そのため、手入力していない人もいるような記述があるので、何分、何分という刻みが実態をこのまま反映しているのかどうかというのが1点と、帰る時刻が迫って仕方なく持ち帰ってしまって1時間程度の仕事内容になっているのですが、持ち帰らずに校内であれば、チームでもっと早く終わるような仕事も

教育長
四番委員

あるのかと思います。

その中で自由記述の中で退勤時間を原則もう少し長めにさせていただきたいという記述がありましたので、現場の声をもう少し吸い上げるような形にしてもらいたいです。

私も高校のほうですけど、教えている立場だと、持ち帰ると家庭とか自分の時間とかあって、うまいこと仕事内容が処理しきれなかったりして、それならば、学校に行って退勤時間が下がってでもそこでチームで相談したり先輩に教わったりしながら片付けたほうがよかったと思ったりします。加えて、土日を挟むときとかは、木金とかで、時間が下がってでも片付けて土日は休みたいということもあるのかと思いました。

持ち帰り仕事とか出退勤システムの厳正なチェック体制等で、もう少し困っている先生方とかもいらっしゃるのかなという感じを受けましたので、引き続き現場の声を聞いていただきたいと思います。

また、気になった点として、「こどもと向き合うための時間を確保できるようになったと感じますか」という項目の結果が、あまり伸びていないことが挙げられます。本来、それを目的として取組が始められたはずなのに、期待した効果が現れていないという印象を受けました。

背景には、先生方の業務内容が非常に多岐にわたり、日々の負担が大きいことがあると思います。そして、そのしわ寄せがこどもたちに及ぶようなことがあれば、本末転倒ですし、教職員の健康の面から見ても深刻な問題です。

こうした状況は、何か一つの原因によるものではなく、複数の要素が複雑に絡み合っているのではないかと感じています。その結果として、教員側・児童生徒側の双方において、満足感や幸福度の向上につながっていないのではないかと印象を受けました。

ただいまご指摘いただいた点につきましては、我々としても現状の実態をしっかりと分析・把握していく必要があると考えております。

例えば、出退勤システムにおける打刻時間については、各学校に対し、適正な時間に打刻するよう指導を行っているところです。しかしながら、実際にはご指摘のような状況があることも認識しておく必要があると感じ

学校教育課長

ております。それに伴い、先生方にも必要な情報提供や対応を行っていくことが重要だと考えています。

本来この教職員の働き方改革は、先生方の業務負担を軽減し、その分、子どもたちと向き合う時間を確保することを目的としております。アンケート結果においては、本来であれば「子どもと向き合う時間が増えた」といった項目が伸びていることが理想でしたが、実際にはそのような結果になっていない点を重く受け止めております。

こうした現状を踏まえ、働き方改革の推進にあたっては、業務負担の軽減、学校ごとの業務見直し等を通じて、教職員が「真に子どもと向き合う時間」「教育活動に従事する時間」を確保できるような改善が求められていると感じております。このような視点を今後策定する「第3次計画」に反映させながら、取組を進めてまいりたいと考えております。

また、持ち帰り業務に関しても、校内で業務を完結できず、家庭に持ち帰っているという実態があることについて、私たちも認識しております。実際の勤務時間の状況も踏まえた上で、持ち帰り時間をなくすためには何が必要か、勤務時間内に業務を完了させるにはどうすればよいかについて、教職員一人ひとりの業務内容を見直しながら検討していく必要があります。

そのためには、学校全体で業務のあり方を見直し、どこから改善を進めるかを共有・協議する体制づくりが重要であると考えております。今いただいたご意見については、必ず今後の第3次計画に反映させ、具体的な取組として進めてまいります。

三番委員

肯定的な意見があまり挙がってないというのが大変前年な結果になってしまったと思います。

一つ質問ですが、「調査・依頼事項の精査・精選」のところが肯定的な意見が大変少ないことと、記述のところでもかなりたくさんの意見が出ているように見受けられるのですが、具体的にどのような依頼事項とか調査の内容があるのか教えていただけますでしょうか。

学校教育課長

学校への調査・依頼事項につきましては、国や県からの各種調査の依頼をはじめ、さまざまな課からの依頼がございます。具体的には、学校に対

するコンクールの案内、作文募集の案内、また児童生徒から作品を提出してもらうような依頼などが含まれます。

こうした調査・依頼事項については、数年前に教育委員会として、各課が学校に行っている調査・依頼事項を一斉に洗い出し、その中から内容を精選する取り組みを実施してきたところです。

しかしながら、現時点でも学校側に一定の負担をかけている部分が残っていることは否めず、今回の調査結果においても、そうした現場の声が反映されたものと受け止めております。

三番委員

減らす努力はすでに行っているということなので、数自体はもしかしたら減っているのかもしれないですけど、教職員の方の肌感的に同じようなもののおりてきているとかいう意見が見受けられますので、例えば1回にできるだけまとめるとか、毎年恒例のものはWebを使って告知するとか、何か工夫ができるといいなと思いました。それから、意識改革のところで肯定的意見が少なくなってきたというの、改善できたらいいなと思うところでして、意識改革が広がっているのは、すごく良いと思うのですが、理想的にはこれがその割合のまま設問2、3に下がってきて、現場が改善されているという実感が湧くようなアンケート結果が出るようになると理想的なのかなと思うのですが、今回のアンケートは記述の部分もあって、現場からの意見は大変貴重だと思いますので、1つずつ実践するぐらいの勢いで大変だと思うのですが、読み込んでいただいて、私たちの目に届かない範囲の現場で何が起きているのかを是非精査していただければと思います。

学校教育課長

今回のアンケート調査につきましては、我々が想定していた以上に、現場における負担感や、今後働き方改革をどのように進めていくべきかといった、生の声を把握することができたと受け止めております。現場の実態を把握する上で、大変貴重な調査結果であったと感じております。

今後は、こうした実態や現場の声を踏まえながら、働き方改革の推進計画等の策定に必ず反映させ、具体的な取組につなげていきたいと考えております。

五番委員

これだけいろんな実態を表したアンケートというのは貴重な結果だと思

います。改めて見直してみると、本当に多いですね。

もちろん毎日かかってくる業務もあれば、時期によって忙しい業務もあるだろうし、さらに文部科学省も指導していた学校以外が担うべき業務というのが、項目によってかなりそれが改善されているところと、そうでないところがあり、本当に多すぎて、どれにも対応しようと思ったら難しいのではないかと思います。

いくつか重点的にこれはというのを次の計画では絞り込んでやったほうがいいかと、どうしてもいろんなプランを見せてもらおうと、あれもこれもやるというのは確かに求められているから大事だとは思いますが、学校業務はものすごく多彩ですから、それを一つ一つ同じようにというのは難しいと思いますので、本当に重点化していっていくつか絞って、できそうなところをやっていくほうがいいかと思いました。

二番委員

タブレットの児童生徒の休み時間における対応とか、校内清掃とか、給食時に他の地域の人材の協力を得ている学校があるようなのですが、どういった方をお願いしているのかということと、先生方のアンケートで働き方改革の意識改革を進めるけど、それが効率的な教育活動とか、こどもと向き合うことに繋がっているとは言えないというような結果の量なんですけど、先生方は保護者対応とか授業準備、学習の評価とか成績処理というところが精神的にも負担に思われているようなのですが、こういった部分はどうしても先生しか対応できないところかと思うので、他のところで負担を減らしていくしかないのかなと思いました。

学校教育課長

たとえば、休み時間や校内清掃の時間帯において、小学校・中学校では地域人材の方々にご協力いただいている事例があります。これらは基本的に地域からの協力によるものであり、参加されている方々には、PTA活動の一環として関わっている方や、地域の自治会などからの協力者、日常的に学校と関わりのある地域ボランティアの方々など、さまざまな立場の方がいらっしゃいます。現在、そういった方々のご支援により、学校現場の支えとなっている状況です。

また、先ほどから話題に上がっております「働き方改革」の中で、教職員がこどもたちと向き合うための、本来大切にすべき時間をいかに確保し

ていくかは、今後必ず目指していくべき重要な課題だと考えております。その一環として、「持ち帰り業務」の問題についても触れさせていただきます。現在、文部科学省からは業務の持ち帰りを原則禁止とする新たな指針も出されており、こうした方針に沿って、教員が現状を見直しながら、子どもたちと向き合う時間を確保していくことが求められています。

確かに、先生方の業務は非常に多く、限られた時間の中でその時間をどう生み出していくかが課題です。そのためには、他の教員による成功事例を共有し、具体的な方策として示していくことも必要です。

こうした取組については、今後の推進計画等に反映させながら、進めてまいりたいと考えております。

大変詳細な調査を実施されており、ご苦勞も多かったことと思います。内容についても多岐にわたるものとなっていますが、結果として「教職員の満足度があまり変わっていない」という点が非常に気になりました。

現在、多くの課題が山積しており、どこから手を付けてよいのか分からない状況にあります。子どもたちと向き合うための時間を確保するには、まず「何を優先すべきか」という視点で、全体像を把握したうえで計画的に進めていく必要があります。そのためには、チャート図などを活用しながら、取り組みの全体像を可視化し、丁寧に進めていくことが重要だと感じております。

ただし、どんなに丁寧に一つひとつ取り組んでも、現場で「実感」が得られなければ、改革が進んでいるという感覚が持てません。いかにしてスピーディーに、かつ実感を伴う形で改革の効果を届けるかが鍵だと思います。そのためにも、どこから手を付けるべきかを明確にする必要があります。

また、最近報道でもありましたように、教員のなり手が減少している、教職が人気を失っているという問題も深刻です。やはり「学校の先生」という仕事そのものに魅力がなければ、どれだけ給与が上がっても、人は集まりません。やりがいや職場としての楽しみがなければ、職員も集まらず、それが結果的に子どもたちへの教育の質の低下にもつながるということを、しっかりと認識しておく必要があると考えております。

満足度が高いということは、校長先生の満足度が一番高くないといけ
ない、それから副校長と教頭先生の満足度が高くないといけないと思いま
す。教諭の人が教頭先生や副校長先生や校長先生になりたいと思わなく
て、副校長になるとあんな仕事をしないといけなくて誰がなるかとか、そ
ういうふうになると夢も無いと思います。

副校長先生と教頭先生の時間的または精神的負担が大きいと感じている
業務の1位が事務とありまして、85%あり、以前よりもITが進んでい
るわけでございますから、まず教頭先生と副校長先生が事務とか保護者の
方への対応とかに追われてしまいますと、肝心な実際に子どもと接してい
る教諭の先生方の心のメンテナンスができないのではないかと思います。

教諭の先生の満足度が高まらないと質が上がらない、人気も高まらない
と考えますと、まずは事務作業をしているこういった方たちの事務を軽減
して、より多く教育現場でのコミュニケーションを深めて、みんなの満足
度を高めて、学校の先生が盛り上がるようにしていくことが大事だと思う
わけです。

これは私の意見なのですが、それが優先順位が一番かどうかは分かりま
せんが、たくさん問題が出てきているわけでございますから、片足から
みんな分担してやっていこうではなくて、どこが一番効果的なのかという
ことをまずみんなで話し合っていていただいて、そこから着手しては如何かな
と感じました。

学校教育課長

今いただいたご意見は、非常に重要な視点だと感じております。

確かに、働き方改革を進めていくにあたって、まず「どこを優先的に取
り組むのか」という点が明確でなければ、学校現場にもその方向性がしっ
かりと伝わらず、効果的な推進にはつながらないのではないかと感じてお
ります。

一つひとつの取組はもちろん大切ですが、委員からご指摘があったよう
に、学校の中で教職員の先生方が元気でなければ、学校そのものの活力も
失われてしまいます。また、「教職」という仕事が魅力あるものであるか
どうかは、これから教員を目指す方々にとって非常に大きな影響を及ぼす
ものだと考えています。

教育長

現在は、幸いにも若い教職員が多く在籍していますが、その一方で、若さゆえに経験不足からうまくいかない場面もあるという実態もあります。そういった際には、管理職が積極的に若手教員をサポートし、安心して長く勤務を続けられるような環境づくりが必要です。

さらに、管理職自らが教員としての姿勢や仕事への取り組み方を若手教員に示していくことによって、教職に対するやりがいや誇りを育てていくことも重要です。そのような環境づくりの視点も、今後の学校づくりにおいて欠かせない要素だと考えております。

いただいたご意見につきましては、今後の検討にあたり、ぜひ参考にさせていただきますと考えております。

私もこれまで経験してきたなかで、先ほど、言われた教頭先生の事務仕事がありましたけれども、国家公務員の人気が非常になくて、仕事としての魅力もない。これが何に忙殺されているかという、メールの処理です。私が管理職の立場にいたときでも、1日200件ぐらいの照会がメールできますし、隣は1日350件ぐらいメールがきていました。

それを瞬時に捌いていって、作業だけひたすらして1日が終わる。全くやりがいが無いし、また国会対応等もありますから、何にもする暇がない。私は200件のメールを読み飛ばしながら、大至急やらないといけないものだけ、ピックアップしてやるという形ですが、仕事をしていてもやりがいを感しない。

以前は直に手渡しをされるか、紙のやり取りだったのですが、メールになって便利になった分、あれもこれも送ってくる。例えばメールの中には70ページぐらいの報告書が添付してあって、これを全部読んで、返してくださいというのがあり、70ページも報告書を読む暇もなく、そういうのが1日200件ぐらいですから、とてもやってられないという気持ちになりました。便利になった分、やらされる仕事が増えていくという循環は止めていったほうがいいと思うので、なんでもかんでも現場に投げるといった形については、メールに引っ付ければたくさん量を送れますけど、かえって負担になるというところもあるので精選していかなければならないと思います。

それから教頭先生が事務仕事に忙殺されるというのは、極力避けていったほうが良いと思います。一方、国のほうでも考えているのが、教頭先生の事務の単純な作業仕事については会計年度任用職員を雇ってサポートするような、そういう仕組みも徐々にできているので、教頭先生の事務が軽くなれば良いと思います。

それから教諭の時間的または精神的負担が大きいと感じている業務の中でも学習評価や成績処理というのが一番負担に感じているところがあるので、例えばこれが持ち帰り仕事に化けてないかとか、もっと成績処理とか学習評価というものをもう少し効率的にICTを使うということ等ができないか等は考えていきたいと思っておりますので、教諭の負担軽減というものも同時に見ていかないといけないという認識であります。

五番委員

教諭の時間的または精神的負担が大きいと感じている業務について、小学校では20代、30代の授業準備が全教科ですから1位に上がってきて、2位で学習評価や成績処理、これは分かります。その次に保護者対応。小学校に関して言うと学習評価・成績処理が60代までずっと1位にきています。つまり、授業準備はベテランになってスキルを身に付けていくとだんだん負担は減っていきますが、この学習評価・成績処理というのはなかなか難しいものだと思います。

中学校で見ても20代30代は上がって、中学校の場合は自分の専門の教科ですから、授業準備というのはあまり見られないのですが、ずっと学習評価・成績処理、保護者対応は外部の力を借りることも大きいと思うのですが、ずっとこれが上がってきていて、これは個人とか学校単位ではなかなか難しい、ICTの問題もあるし、何を評価し、どういうものを提出しなければならないかという一律のものがありますから、そういったところは組織というか市全体として取り組んでいただかないとなかなか個人・学校単位では難しいのではとアンケートを見て思いました。これが一番身近に感じているのだったら、その部分を集中的に考え直すのがいいのかなと結果を見ていっそう思いました。すみません。予定されていた会議の時間が早まったものですから、申し訳ありません。私はこれで退出させていただきます。

教育長

古賀委員はここで退出ということになります。ありがとうございました。それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

児童生徒支援課長

報告事項2点目「第5回大分市いじめ防止こどもサミット」について、ご報告申し上げます。

8月22日に、金池小学校のアリーナにて、市内の小中学校、義務教育学校から、代表児童生徒及び教職員が1名ずつ参加し、「第5回大分市いじめ防止こどもサミット」を開催いたしました。

当日は、事前に本市の小学4年生以上の全ての児童生徒を対象に実施した「いじめに係るアンケート」の結果についての講義を聞きながら、参加者が自分の考えをもつとともに、いじめの防止へ向け、保護者や教職員等への提言の作成や各学校でできそうな取組についての意見交流等を行いました。

参加した児童生徒からは、「大学生によるアイスブレイクでグループの緊張がほぐれ、積極的に意見交換をすることにより、いい雰囲気での話し合いを進めることができた。」「アンケートの結果をみて、自分の学校の状況についてあらためて考えさせられた。いじめを自分事として再認識することができた。」

また、資料にはございませんが、教職員からは、「こどもたちが、素晴らしい考えや思いをもっていることに驚かされた。いじめを防ぐために、一人一人が自分の気持ちを伝えられるような集団づくりを目指していかなければならないと痛感した。」などの感想が寄せられており、児童生徒及び教職員が、いじめの実態について知るとともに、提言の作成や協議等を通して、いじめの問題について主体的に考え、解決へ向け、意識の高揚を図ることができたのではないかと考えております。

今後につきましては、今回のサミットで学んだことを、各学校の児童会・生徒会が主体となって行ういじめ防止の取組に生かすとともに、その成果や課題等をまとめ、本市全体での取組につなげてまいります。

なお、来年度は「大分市こども市議会」の開催が予定されておりますことから、本サミットは開催いたしません。各学校のいじめ防止の取組を

還流するなどし、再来年のサミットの開催に向けて、引き続き、取組の推進を図ってまいりたいと考えております。

最後になりましたが、委員の皆様方には、様々な面でご理解とご協力をいただきましたことに対しまして、厚く御礼申し上げますとともに、ご臨席いただいた方におかれましては、活動にもご参加いただき、感謝しております。ありがとうございました。

教育長

以上でございます。

一番委員

ご質問などございませんか。

私も初めて参加させていただいたのですが、非常に会場に熱気もあるし、笑顔と皆のやるぞという気持ちが伴った非常に良い会だったと思います。全国的にも珍しいことで盛り上がったという話も聞きますので、是非、大分発のこういったサミットをもっと広がっていけばいいなと思いました。ご準備いただいた皆様方、本当に素晴らしかったと思います。参加させていただいてありがとうございました。

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

体育保健課長

報告事項3点目「PEN食器の導入について」ご報告申し上げます。

まず、「1 本市の学校給食用食器の現状」でございます。

本市の学校給食では、単独調理場、共同調理場ともに強化磁器食器を使用しております。

単独調理場で初めて強化磁器食器を導入したのは、平成13年度であり、これは下郡小学校の新設に合わせたものであります。

その後、平成16年度から平成24年度にかけて順次導入していき、現在は、保管スペースの都合で導入ができていない判田小学校と賀来小学校を除くすべての学校で強化磁器食器を使用しております。

磁器強化食器のメリットといたしましては、家庭で使用している食器に近い材質であるため、食器を丁寧に扱うことを含む食育指導を家庭と連携して実施することができることなどが挙げられます。

その一方で、食器かごに入れて運ぶ際の重さや破損した際に怪我をする可能性があることがデメリットとなっております。

資料にもありますが、最も使用頻度が高い大碗は、1枚あたり190g

ある上、破損枚数も年間2,000枚を超える状況となっております。

そこで、資料の「2 新たな材質の食器を検討」となりますが、強化磁器食器のデメリットを軽減することを目的に、学識経験者、保護者、学校関係者、市職員で組織する大分市学校給食運営委員会において、最も使用頻度が高く、破損の数も多い大碗について、材質の変更を検討することといたしました。

新たな材質の選定にあたりましては、まずは品質の安全性を最優先とした上で、取扱いが容易であること、洗浄性・耐熱性・耐薬品性に優れていること、他自治体での豊富な使用実績があることなどをポイントといたしまして、それらを総合的に勘案した結果、本日お手元にサンプルを置いておりますが、「PEN食器」を新たな材質候補として選定いたしました。

PEN食器とは、ポリエチレンナフタレートを主成分とした合成樹脂の食器であり、その特徴といたしましては、原料や着色剤に発がん性物質や環境ホルモンが含まれておらず、食品衛生法の規格基準に適合していること、重量は強化磁器食器の約半分であること、割れにくいこと、食品による着色が少ないこと、酸・アルカリ・油に強いこと、塩素系及び酸素系漂白剤が使用できることなどが挙げられます。

また、120℃の耐熱温度がありながら、熱が伝わりにくく、食器を手を持って食べやすいといった利点もあります。

他自治体のPEN食器の導入状況につきましては、大分県内では、18市町村中5市町村で導入済み。中核市では62市中48市で導入済みであります。また、食器メーカーの独自調査では、2024年時点で全国の自治体のうち54.4%で導入済みとなっております。

続いて、「3 PEN食器の試行実施」をご覧ください。

新たな材質候補として選定したPEN食器について、令和5年度より、数校の小学校で試行実施を行った上で、単独調理場への本格導入の可否を検討することといたしました。

単独調理場とした理由といたしましては、食器の重さが与える影響は、中学生よりも小学生（特に低学年）の方が大きいためであります。

試行実施の状況といたしましては、資料の表にあるとおりです。令和5

年度以降に吉野小学校、丹生小学校及び鴛野小学校の3校で試行実施を行い、各学校の児童、保護者、調理員を対象に実施したアンケート結果を踏まえ、大分市学校給食運営委員会において、今後は各小学校の大碗をPEN食器へ順次入れ替えていく方針を決定いたしました。

最後に、「4 PEN食器の本格導入」をご覧ください。

前述のとおり、大碗をPEN食器に変更していく方針を決定したところですが、予算上の問題や、不要となる強化磁器食器の取り扱いを考慮し、本年度より、年間2,500枚程度ずつ入れ替えを行い、概ね10年間で完了させる予定としております。

各年度の入替え対象校は担当課である体育保健課で選定いたしますが、基本的には、喫食数の少ない学校順に入れ替えていくことを考えております。

本年度は、アルマイト食器を使用している判田小学校を含む10校程度の入替えを行う予定であり、2学期中に学校関係者への説明を行った後に、保護者へ周知いたします。

また、今後、PEN食器への入れ替えが完了した学校では、大碗の磁器食器は不要となりますので、その分は一旦、体育保健課で回収し、磁器食器の使用を継続している学校での破損や人数増があった場合の補充用として活用してまいります。

教育長

報告事項の説明は以上でございます。

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

次長兼

報告事項4点目「科学イベントについて」ご報告申し上げます。

社会教育課長

去る8月23日土曜日と24日日曜日の2日間、体験を通じて科学の楽しさや奥深さを実感してもらい、こどもたちの科学への興味・関心を育むことを目的として、「おおいたサイエンスパーク2025」を開催しました。

まず、1点目、実施概要についてでございますが、事業名、実施日時については冒頭申し上げたとおりでございます。会場は荷揚複合公共施設の

1階、2階、6階を使用いたしました。主催は大分市・大分市教育委員会で対象者は小中学生でございます。内容といたしましては、科学体験ブースの出展、スタンプラリー、アンケート抽選会、キッチンカーの出店を行いました。このうち、科学体験ブースの出展につきましては、市内の高校、高専、大学、企業、その他団体より出展いただき、合計52の体験ブースを提供することができました。また、8月23日土曜日には、同時開催で大分県高等学校ロボット競技大会が開催され、大変賑わいのあるものとなりました。

2点目、来場者数についてでございますが、2日間延5,361人の方に、ご来場いただきました。2日間の内訳につきましては、記載のとおりでございます。体験者が特に多かったブースといたしましては、大分大学の行った、半導体や大分の名建築をテーマにしたブースや、大分高専の行った3Dプリンターの展示・実演やロボットの操縦体験などがございました。

来場者の声といたしましては、こどもからは、「学校で習っていないことを実験できてとても楽しかった。」、「実験が不思議で楽しかった。理科の授業が楽しみになった。」といった科学に対する興味が感じられるものや、「自分たちの住んでいるところにある会社のことを知ることができてよかった」といった、本イベントが企業のことを知るきっかけとなっていることが確認できるものがございました。

保護者からは、「こどもと楽しく選りながら回れたのがよかった。」、「大人も楽しめる内容のものが多くあった。」といった好意的な声を多くいただきました。

また、ブース出展いただいた団体からは、「自分たちだけではここまで的人数は集められなかった。多くのこどもたちと取組を知ってもらいよい機会となった。」といった声をいただいております。

次に、3点目に「当日の様子」として会場や体験の様子について写真を掲載しております。

最後に、本イベントは、今回が初の開催でありましたが、ブースを出展いただいた団体のご協力により、多くの方に来場いただけるものとなり、

こどもたちの科学への興味・関心を育むことができたものと認識しております。

引き続き、こどもたちが科学の魅力を体験できる機会の提供に努めてまいります。

報告は、以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

三番委員

初開催で5,000人超えの集客素晴らしいと思います。もともと来場者の目標値はあったのでしょうか。もし、ありましたら教えてください。

次長兼

目標は5,000名でございました。目標を突破することができました。

社会教育課長

た。

三番委員

素晴らしいですね。どんどん目標値を上げていただいて、もっともっと盛り上げていただければと思います。ありがとうございました。

四番委員

こどもと一緒に見に行かせていただきました。本当に盛況な感じで、ども定員締め切りが多かったのと、小学校低学年は保護者さんと一緒に回っていて、対象に中学生も入っていますが、中学生も保護者と一緒にとというのはそういう年頃でもないと思うので、中学生がこども同士で行っても入りやすいような、あと高校とか、うちのこどもは大学で現在3Dプリンターとかを使って研究をしていて、その話を私は聞いていたので、そこはすごく面白かったのですが、今回第1回目なので、また今後、裾野を広げていって、大人だけで行ってもウェルカムな感じとかががあると嬉しいなと思いました。大変ご苦勞様でした。楽しかったです。

教育長

それでは、次に、報告事項5点目「令和7年請願第3号 小学校給食費の無償化を求める請願」についてですが、報告事項5点目から報告事項6点目「令和7年請願第8号 学校給食費の無償化を求める意見書提出方についての請願」につきましても、関連がありますことから、説明を一括して行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全委員

(了承)

教育長

それでは事務局、説明をお願いします。

体育保健課長

報告事項5点目及び6点目、「令和7年請願第3号 小学校給食費の無償化を求める請願」及び、令和7年9月4日付けで新たに提出されました

「令和7年度請願8号 学校給食費の無償化を求める意見書提出方についての請願」についてご報告申し上げます。

令和7年6月12日付けで「小学校給食費の無償化を求める請願」が「新日本婦人の会大分支部」三堀支部長より大分市議会議長宛てに提出され、令和7年第2回市議会定例会文教常任委員会におきまして継続審査となりました。

そして今回、令和7年9月4日付けで同団体より「学校給食費の無償化を求める意見書提出方についての請願」が提出されました。

この資料は、給食費無償化に関する国のこれまでの動向をまとめたものでございます。

給食費無償化につきましては、その財源を恒久的に確保する必要があることから、本来は自治体単位ではなく、国の責任の下で実施すべきものと考えております。そのため、本市といたしましては、国の動向を注視してきたところでございます。

国においては、令和5年6月に策定した『こども未来戦略方針』を契機として、国による給食費無償化の実現に向けた調査や課題の整理を進めてきたところであり、本年2月の国会における政府答弁では「まずは小学校の給食費無償化を念頭に、令和8年度以降、できる限り早期の制度化を目指したい」旨の発言がなされました。

ここまでが、前回までに説明させていただいた内容でございます。

その後の新たな国の動きといたしましては、6月に閣議決定された『骨太方針2025』において、「いわゆる高校無償化、給食無償化及び0～2歳を含む幼児教育・保育の支援については、これまで積み重ねてきた各般の議論に基づき具体化を行い、令和8年度予算の編成過程において成案を得て、実現する」とされました。

8月には、『令和8年度予算の概算要求基準』が閣議了解され、予算編成過程における検討事項の中に、前述の骨太方針と同内容が盛り込まれたところでございます。

以上のように、国として、令和8年度からの給食費無償化実現に向けて大きく動き始めておりますが、一方で、無償化の対象範囲や負担割合な

ど、制度の内容につきましては、現段階では何も示されていない状況でございます。

そのため、本市といたしましては、今後も引き続き国の動向を注視するとともに、全国市長会等を通じて早期の実現を働きかけてまいります。

なお、令和7年第3回市議会定例会文教常任委員会におきまして、本請願は継続審議と決定されましたことを報告いたします。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次に、報告事項7点目「令和7年請願第6号 学校体育施設使用料の減免制度継続に関する請願」についてですが、報告事項7点目から報告事項8点目「令和7年請願11号 学校体育施設における使用料の減免措置の継続に関する請願」につきましては、関連がありますことから、説明を一括して行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全委員

(了承)

教育長

それでは事務局、説明をお願いします。

学校施設課長

報告事項7点目及び8点目「令和7年請願第6号 学校体育施設使用料の減免制度継続に関する請願」及び「令和7年請願11号 学校体育施設における使用料の減免措置の継続に関する請願」についてご報告申し上げます。

令和7年9月1日付けで、「学校体育施設使用料の減免制度継続に関する請願」が「大分市スポーツ少年団バレーボール部」江田理事長より、また9月4日付けで、「学校体育施設における使用料の減免措置の継続に関する請願」が「特定非営利活動法人 七瀬の里Nクラブ」森理事長より大分市議会議長宛てに提出されました。

内容といたしましては、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブが、小中学校の体育館等の学校体育施設を使用する際の使用料について、現在適用されている減免制度を、今後も維持するよう請願するものであります。

なお、令和7年第3回市議会定例会文教常任委員会におきまして、本請

願は継続審議と決定されましたことを報告いたします。

以上でございます。

教育長
一番委員

ご質問などございませんか。

多くの市民の方がスポーツをしたいと思いますし、スポーツをしない方にとってみますと、スポーツをする方だけにメリットがあるのも不公平感もあると思います。

しかしながら、やはり健康のためにスポーツは増進するべきですから、市が管理するものは余らせるよりも、どんどん使っていただいたほうがいいと思うわけですが、この物価高の中ですね、様々な使用料金が上がっていると思います。仮に上げすぎて、使用数が減ってしまったということになれば残念なことですし、かといって他の民間の施設、例えばテニスコートですね、民間のテニスコートに比べて著しく低すぎると、民業圧迫になるので、民間よりも少しだけ安くするとか、そういう配慮もあると思うのですが、どのような形で料金決定をされるのが自治体として正しい指針なのか、そのあたりは何か指針があると思うのですが、教えていただきたいと思えます。

学校施設課長

今回の減免制度の見直しにつきましては、大分市全体で各施設における減免の取扱いの統一化、併せて受益者負担の原則というところで使用料の算定方式の明確化を図ろうとすることが発端となっております。

具体的には、学校の体育館においても、スポーツ振興課が所管する社会体育施設と同様の基準を適用する方向で検討を進めています。これらの施設は旧高校跡地などに整備されたものですが、見直しの方針案としては、建設費、維持管理費、災害時の復旧費などの費用のうち、特に維持管理経費について、一定割合を利用者に負担していただけないかという観点で議論を進めています。

現在の検討では、体育施設における維持管理費の約65%相当を使用料に反映させる案をベースとしております。これにより、使用料の算定方法を明確化するとともに、施設の老朽化が進む中で、現行の減免基準そのもの見直しを行えないかという点も、あわせて検討しているところです。

また、これは教育委員会の所管ではありませんが、市全体の取組とし

て、本年8月に18歳以上80歳未満の市民3,000人を対象にアンケート調査を実施しました。回答は705名、回答率は23.5%で、その中で学校の体育施設を「利用したことがない」「今後も利用しない」と回答した方が89.5%(631名)と非常に多い結果となっております。

このような背景を踏まえ、現在使用している市民の方々の意見も尊重しつつ、10月からは市長部局と連携し、市内13地区公民館のうち中心部は1か所に集約して、合計9か所で説明会を開催し、実際に市民の皆さまのご意見を伺う予定です。そうしたご意見を踏まえながら、減免制度の取扱いについてさらに検討を進めてまいります。

一番委員

要は使用できることについて市民の多くが知らないので、もっと多くの方たちに使用できることをお知らせして、もっと多くの方に公平に使っていただくということをございますか。

学校施設課長

もちろん、今ご指摘いただいたような点もございますが、もう一点申し上げます。

先ほども少し触れましたように、大分市の学校施設における使用料については、現状、約9割、ほぼ100%が減免されており、実質的に「無料」で利用されている状態です。

そうした中で、現在、大分市では学校の体育施設への空調設備の設置を進めており、来年4月からは全ての小中学校においてエアコンの使用が可能となる予定です。これに伴い、新たな設備投資や維持管理等のコストが発生するため、従来どおりの大幅な減免措置を今後も継続することが適切かどうか、検討が必要な状況となっております。

一方で、現在も利用している方々がいらっしゃることから、そうした利用者の意見を丁寧に伺うことも重要であると考えております。今後は、アンケートの実施や、10月以降に予定している説明会などを通じて、利用者への周知を図るとともに、実際のご意見をお聞きしながら、最終的な方向性について検討してまいりたいと考えております。

一番委員

わかりました。つまり、民間施設の利用料金との比較や、利用率のような数値による検証というよりも、あくまでも施設の維持管理にかかるコストに基づき、利用される方に一定の費用を負担していただくという考え方

のもとで、使用料の額を決定されてきたということですね。

そのうえで、今後はその考え方について、利用者の皆さんにご理解いただけるよう、説明や意見を伺う機会をさらに増やしていく、というご方針であると理解いたしました。

学校施設課長
教育長
教育総務課長

左様でございます。それでご意見も伺うというところでございます。

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

報告事項9点目「令和7年第3回市議会定例会における一般議案等について」ご報告申し上げます。

教育委員会関係の議案としまして、「大分市立幼稚園条例の一部改正について」、「損害賠償の額の決定並びに示談について」の合計2議案がございました。

「大分市立幼稚園条例の一部改正について」につきましては、8月定例の本委員会にてご説明し、ご承認をいただいたものであり、原案どおり可決し、成立しましたことをご報告申し上げます。

「損害賠償の額の決定並びに示談について」につきましては、市長専決処分による報告が2件提出されております。

1件目の概要につきましては、令和7年5月27日午後2時30分頃、大分市立長浜小学校のグラウンドにおいて、同小学校の職員が除草作業をしていたところ、同グラウンドに落ちていたAさんの眼鏡に気付かず、草刈機でこれを破損したものであり、賠償金額は、1万6,500円、令和7年7月14日付で市長専決処分による決定を行っております。

2件目の概要につきましては、令和6年9月30日午後2時15分頃、大分市乙津港町一丁目5番2地先国道197号上において、学校施設課の軽乗用車が右側車線に車線変更しようとした際、同車線の後方から直進してきた株式会社アステムを使用者とする軽四貨物車に接触し、車両に損害を与えたものであり、賠償金額は、3万2,421円、令和7年7月18日付で市長専決処分による決定を行っております。

以上でございます。

教育長
全委員

ご質問などございませんか。

(なしとの声)

教育長

教育総務課長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

報告事項10点目「令和6年度決算について」ご報告申し上げます。

令和6年度決算につきましては、8月定例の本委員会におきましてご説明し、ご決定をいただきましたが、令和7年第3回市議会定例会に大分市全体の歳入歳出決算の認定にかかる議案が上程され、決算審査特別委員会文教分科会において、教育委員会所管分の審査が行われ、原案のとおり認定されましたことをご報告いたします。

例年、9月議会において、決算審査に合わせて、市が実施する各事業の評価を議会が行う「事務事業評価」が行われるとともに、決算審査を行ったうえで、市に対し要望事項が挙げられますが、教育委員会に関連する事務事業評価結果及び要望事項についてご説明いたします。

まず、事務事業評価についてでございます。目的としましては、市が行う事務事業について、必要性、妥当性、達成度、費用対効果等の観点から議会が評価することで、決算審査をより深め、また、その結果を今後の行政に事務事業に点検、改善につなげ、市民福祉の向上、発展に寄与していることを目的とするものでありまして、教育委員会に関係する事業としましては、「日本語指導等支援事業」、「おおいたナイトスクール事業」、「南蛮BVNGO交流館管理運営事業」の3事業が対象でございました。

「日本語指導等支援事業」でございますが、評価区分（事務事業の方向性）は1番の「拡充」でございます。

事業概要としましては、各学校における日本語指導が必要な児童生徒に対し、日本語指導を行う講師等を、また日本語が十分に理解できない保護者に対し通訳者を派遣することで、個に応じた指導や支援を行い、学校や社会への円滑な適応を図ることを目的としております。

本事業は、「教室での授業が分かるようになった」と回答した児童生徒の割合が85.7%、「友達や先生と日本語でコミュニケーションがとりやすくなった」と回答した児童生徒の割合が96.4%と成果が見られるなど、本事業の必要性は高く、また今後さらに外国籍の児童生徒の共生も重要となることから、個に応じたきめ細やかな指導やさらなる支援の充実を求め、拡充と評価されたところでございます。

「おおいたナイトスクール事業」でございますが、評価区分は3番の「改善の上で継続」でございます。

事業概要についてですが、本事業は様々な理由により、中学校で十分に学べなかった人や、生涯学習として中学校程度の学習内容を学び直したい人、大分の生活、文化や日本語を学びたい人に対して学習の機会を提供することを目的としております。

本事業につきましては、受講者も年々増加し、満足度も教育ビジョンに掲げる90%を達成するなど、本事業の必要性は高いとする一方で、令和8年度から大分県において夜間中学が開校されることで、学びなおしたい人への学習機会の提供という目的が達成できていること、参加者の約6割がリピーターであることなどを踏まえ、今後は夜間中学との役割分担を図る中で、実施方法等の見直しや生涯学習としての学習機能の提供や、新たな参加者の確保について検討を求めるとのことから「改善の上で継続」と評価されたところでございます。

「南蛮BVNGO交流館管理運営事業」でございますが、評価区分は3番の「改善の上で継続」でございます。

事業概要についてですが、本事業は大友氏遺跡の情報発信を行う仮ガイダンス施設として運用しており、映像・展示等を通じ、大友氏遺跡及び大友宗麟の功績に関する歴史・文化情報を発信することや大友氏や大友氏遺跡を学ぶ場として、また本市の魅力を広く発信する情報拠点としての機能を果たすことを目的としております。

本事業につきましては、上から8行目以降にあるように平成30年の開館以降の来場者数は伸びてきており、市民のみならず県内外からも多くの方が訪れており、本事業の必要性は高いとする一方で、今後は新たな体験メニューや映像のリニューアルの検討、本市の他のイベント等との連携強化、SNS等のさらなる活用などにより、本市中心部における歴史文化観光拠点としての役割をより一層果たすことを求め、「改善の上で継続」と評価されたところでございます。

決算審査特別委員会における「文教分科会要望事項」でございますが、まずは昨年度の令和6年第3回市議会定例会にて挙げられた要望事項に対

する回答について、ご説明いたします。

要望内容は、「教職員の業務負担軽減のため、他の中核市の状況を調査することも含め、教職員の業務過多の原因を分析・検証した上で、必要な対策を講じること」でございます。

要望事項に対する回答でございますが、「大分市立学校における働き方改革推進計画（第二次計画）」に基づき、支援体制の整備や業務の効率化を進めており、こうした取組みにより、令和6年度には1か月あたりの平均時間外在校等時間は29時間35分となり、令和元年度と比較して3時間48分の減少がみられるなどの一定の成果がございました。

一方で、昨年7月に実施しました勤務実態調査により、教諭は保護者対応や通知表作成等の成績処理に、教頭は事務処理や校舎内の施錠業務等に時間的・精神的負担を感じていること明らかとなったことから、学期末の放課後に教育相談期間を設け、保護者との面談や面談以外の時間には通知表作成等の期末整理業務を行う期間を設けることで教諭の負担軽減を図りました。

また、本年9月からは校舎内の施錠業務については、複数の教職員による協力体制により教頭の負担軽減にも取り組んでおります。

このような中、本年6月の法改正により、教職員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施する計画の策定が義務付けられたことから、大分市立学校における働き方改革推進計画（第三次）と併せ策定してまいります。

第三次計画の策定にあたりましては、中核市調査結果や勤務実態調査、さらには校長会代表との意見交換等を通じて、引き続き業務負担の実態と要因を分析・検証し、より効果的な支援体制のあり方を検討するとしております。

今回の令和7年第3回市議会定例会にて、全部で9項目の要望が提出されました。

そのうち、教育委員会所管に関する要望としては、次の64ページの「(5) いじめ・不登校の状況を改めて把握することを含め、多様な要因を分析・検証した上で、必要な対策を今後とも講じること。」でございます。

す。

こちらの要望項目につきましては、引き続き必要な対策を講じてまいります。また来年9月の市議会定例会にて対応結果等の回答を求められることとなりますので、その際は本委員会でも報告をさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

教育部長

報告事項1 1点目「令和7年第3回市議会定例会における質問・答弁事項について」ご報告申し上げます。

タブレット内の別冊資料をご覧ください。

(概要について説明)

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

他になにかございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは次に、教議第51号「県費負担教職員の人事管理上の矯正措置について」を議題といたします。

なお、これより秘密会の審議となります。

廣津留委員は退席となります。また、傍聴の方も退席となります。

教育総務課長

教議第51号は、人事に関する案件でありますことから、審議に入る前に、説明者以外の事務局職員の退室をさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

教育総務課長

議案説明の前に議案書をお配りさせていただきます。

教育長

事務局、説明をお願いします。

(議案審議の結果、教議第65号は原案のとおり決定する。)

教育総務課長

それでは、お配りした議案書を回収させていただきます。

教育長

以上で予定されていた議題は終了となりますが、他に何かございません

教育総務課長

か。

10月の教育委員会の日程につきまして調整をお願いいたします。

10月は、10月8日水曜日に不登校対策に係る教育懇談会を実施いたします。そして10月22日水曜日の午前9時から臨時教育委員会を、そして10月29日水曜日の午後3時半から定例教育委員会を開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日の会議終了後は、学習会を行いますので、お時間をいただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。

全委員

(了承)

教育長

他に何かございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後14時40分 閉会)